

就学援助制度のお知らせ（平成25年度）

天童市教育委員会では、経済的理由でお子さんを学校に通わせることが大変な保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を援助する制度を設けております。

援助を希望される方は、お子さんが通っている学校（小学校入学の場合は、通う予定の学校）の先生に御相談のうえ、手続きを行ってください。

○援助を受けることができる方

生活保護に準ずる程度に困窮〔収入(月額)が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯〕しており、児童扶養手当の受給や、市県民税や国民健康保険税等の減免・猶予を受けている世帯が対象となります。 ※裏面に基準を載せていますので確認願います。

○援助されるもの

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 学用品費（全員） | ⑤ 校外活動費（該当者） |
| ② 給食費（全員） | ⑥ 修学旅行費（該当者） |
| ③ 新入学学用品費（小・中学校の新1年生） | ⑦ 通学費（該当者） |
| ④ 体育実技用具費（該当者） | |

○申請の手続き

- ① 就学援助を希望される方は、通っている学校（小学校入学の場合は、通う予定の学校）の就学援助担当者へ学校の指定する日まで、お申し出ください。 **12月21日(金)まで**
- ② 各小・中学校に申請用紙（申請調査書）があります。申請調査書の保護者記入欄に記入のうえ、必要書類を添えて学校の指定する期日までに申請してください。
なお、年度の途中であっても、家庭状況の変化などにより援助を必要となった場合は、そのつど申請することができます。
- ③ 申請調査書には、地区担当の民生児童委員から所見を記入していただく必要があります。申請調査書の内容を確認するため、民生児童委員が御家庭に伺いますので御了承ください。
- ④ 申請の結果については、決定後、学校を通じてお知らせいたします。

○申し込み

お子さんの通う学校、（小学校入学の場合は通う予定の学校）の就学援助担当者へ

○問合せ

天童市教育委員会教育総務課 ☎654-1111（内線 812）

天童市準要保護児童生徒認定基準

児童生徒の保護者が、次にあげる1および2のいずれかに該当し、かつ要保護者に準ずる程度に生活が困窮し、就学が困難と認められる場合、当該児童生徒を準要保護児童生徒として認定することができる。

- 1 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市県民税の非課税・減免、固定資産税の減免又は国民健康保険税の減免（地方税法72条の62、295条1項、323条、367条、717条）
 - ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛け金の減免（89条、90条）
 - エ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給
 - オ 世帯更正貸付補助金（生活福祉資金）による貸付け

- 2 前項の措置を受け、世帯の収入額（生活保護法により算定する額）が生活保護法による保護基準額の1.3倍以下の世帯で、次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - イ 保護者の職業が、不安定で生活状態が悪いと認められる者
 - ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免の行なわれている者
 - エ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
 - オ その他経済的理由による欠席日数が多い者

平成24年12月17日

保護者の皆様

天童市立長岡小学校

校長 大 泉 徹

平成25年度

就学援助制度申請 申し出について

「就学援助制度のお知らせ」プリントをご覧ください、就学援助制度の申請を希望される方は、下記の申出書に記入のうえ提出してください。

◎ 希望された場合は、1月に申請用紙を配布いたします。

提出〆切 平成24年12月21日(金)

天童市立長岡小学校
担当 片桐ちどり 事務主査
TEL 023-655-2059

記

キリトリセン

申 出 書

平成25年度の就学援助制度申請を希望します。

児童氏名 年 組

児童氏名 年 組

児童氏名 年 組

保護者 氏名

印